

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

子どもは、人と人のかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の子どもや特定の立場の人だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 子どもの健全育成を図り、いじめのない子ども社会を実現するためには、学校、保護者、地域など、市民がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。
- (4) 学校は、いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくるため、児童が安心して、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりに努める。
- (5) 子どもは自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

3 学校いじめ防止基本方針の目的

上記の基本理念にあるように、いじめを防止するには、学校、保護者、地域などがそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力し、活動する必要がある。また、子どもは、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努めることが必要である。そこで、地域を含め、学校全体で子どもの健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指すことを目的とし、学校いじめ防止基本方針を策定する。

4 いじめを防止するための基本的な方向性

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうるものである。いじめられている子ども、いじ

めている子どもという特定の子どもたちだけの問題ではなく、どの児童も被害者や加害者になり得るということを理解することが大切である。このような誰もが巻き込まれるいじめについては、児童全員を対象とした取組が必要である。すべての児童が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりが未然防止になると考える。

本校では、いじめが起きにくい学校風土・学級風土づくりに努め、未然防止に力を入れていく。さらに、児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。

また、教職員は、児童の小さな変化や学級の状況を捉える高い意識をもち、様々な場面、視点で日常観察を行うとともに児童、教職員、保護者、地域等からの情報を収集し分析することにより、早期発見を目指す。いじめを発見したときには、速やかに適切な対応を組織的に行う（早期対応）。

第2章 いじめ防止対策委員会の設置及び組織的な取組

1 組織の設置及び組織的な取組

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置・構成員

「いじめ防止対策委員会」

月一回の定期的な話し合いや情報共有の場を設ける。児童支援専任を中心に話し合いを進めていく。各学年から1名以上、いじめ対策委員会に所属し、学校全体の情報共有ができるようにする。

いじめの疑いがあるなど緊急に検討する事案がある事案の場合は臨時で開催する。この場合は、学校長、副校長、児童支援専任などのいじめ防止対策委員会の構成員で運営する。

また、必要に応じて養護教諭、その他の職員、スクールカウンセラーや外部専門家（SSW・警察・北部地域療育センター職員など）の参加を求めることもある。

(2) 「いじめ防止対策委員会」活動内容・役割

いじめ防止対策委員会は月一回以上開催する。但し、いじめを認知した際は、直ちに開催するものとする。

- ① いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ② 学校いじめ防止対策委員会の存在や活動を児童や保護者に周知
- ③ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成
- ④ 学校いじめ防止対策基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ⑤ いじめの相談・通報の窓口
- ⑥ いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者の連携などの対応を組織的に実施
- ⑦ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑧ いじめを察知した場合、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施する
- ⑨ 必要に応じた計画の見直しや学校基本方針の見直し

(3) いじめの解消

いじめの対応後の支援体制については、いじめ防止対策委員会で検討し、解消するまで見守りを続ける。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること

- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと の二点の要件を満たしたのち、いじめ防止対策委員会がいじめの解消を確認する。

2 いじめ防止及び早期発見のための取組

いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、学校はいじめの未然防止に向けて児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、児童自らがいじめを自分たちの問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるよう支援する。

- ① 豊かな心の育成のための、学校教育活動全体を通じた包括的な取組の方針や教育プログラムの策定。(人権教育年間計画や道徳教育年間計画など)
- ② 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用により、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ③ 児童の居場所づくりに努める。一人ひとりの活躍の場を意図的につくる。相手の意見を受け止め合う授業やお互いのいいところを見つけるような活動を行う。
- ④ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- ⑤ 運営委員会による学校スローガン作り、人権週間に行う各クラスの人権にかかわる話し合いや標語作りなど児童の主体的な取組への支援を行う。

いじめの早期発見

いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため教職員は、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、普段から児童が相談しやすい雰囲気をつくったり、相談の機会をつくったりするようにする。いじめの早期発見を徹底するため、次の点に取り組む。

- ① 定期的なアンケート調査と全児童との教育相談、全市一斉アンケートなどを実施し児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ② いじめ解決一斉キャンペーンでは、教員だけでなく児童に関わる様々な方から情報を得て、広い視野でいじめがないか点検する。
- ③ 各アンケート結果や児童の様子などを学年や学年部などで話し合い、複数の教員による実態把握を行う。把握した実態に応じて、必要な支援策を検討し実行していく。
- ④ 職員間で情報を共有し、連携をとって対応することを大切にする。(学年研・職員会議・児童理解研修 等)
- ⑤ 家庭訪問、個人面談時はもちろん、普段から保護者の話に耳を傾ける。保護者からの訴えに迅速かつ適切に対応する。
- ⑥ インターネット上で行われるいじめに対しては、関係機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見早期対応に努める。また、情報モラル教育の推進による児童の意識の向上及び保護者への啓発に努める。

いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中心として、速やかに対応する。
- ② 被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、該当児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
- ③ 被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童やその保護者の状態に合わせた継続的なケアを行う。
- ④ 加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて、適切に指導するとともに、児童やその保護者の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- ⑤ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや関係機関・専門機関との連携の下で対応する。
- ⑥ 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校での適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

○研修

- (ア) 児童理解研修の推進
- (イ) いじめ防止、対応に向けた校内研修の充実
- (ウ) インターネット上のいじめに関する研修の実施
- (エ) 計画的な研修の実施

○学校運営協議会等の活用

保護者や地域住民が学校運営に参加する「学校運営協議会」、「PTA 運営協議会」、青少年の健全育成を目指す「中学校区学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめの問題など学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決していけるように努める。

○年間計画

月	内容
4月	組織の役割の確認 学級引き継ぎ会議 長津田小ガイド研修 児童理解研修① 地域訪問
5・6月	児童理解研修② いじめ解決一斉キャンペーン(1回目) 教育相談週間 Y-P アセスメント(1回目) 支援検討会 横浜子ども会議(田奈中ブロック)
7・8月	個人面談 特別支援研修 人権研修 横浜子ども会議(緑区)
9・10月	街の教育座談会

	Y-P アセスメント(2回目) 支援検討会
11月	いじめ解決一斉キャンペーン(2回目) 教育懇談週間
12月	人権週間 個人面談 学校評価アンケート
1月	次年度いじめ防止対策方針検討
2月	長津田小ガイドの見直し
3月	次年度にむけての引き継ぎ

第3章 重大事態への対処

1 重大事態の意味

法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったかという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。

学校又は、教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。

2 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(1) 重大事態の調査

本校は、いじめ防止対策推進法第28条第1項に従い、いじめの重大事態を次のように定義し、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告し、指示を仰ぐ。

【重大事態の定義】

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき(第1項第1号)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(第1項第2号)。

そして、学校が中心となって調査を行う場合は、「いじめ防止対策委員会」を中核にして迅速に必要な対処をすると共に、再発防止に視点を当てた「調査」を実施し、調査結果を教育委員会に報告する

いじめを受けた児童や保護者に対して、調査によって明らかになった事実係を、市のガイドラインに従い報告する。

第4章 その他

本基本方針が実情に合わせて適切に機能しているかについていじめ防止対策委員会を中心に点検し、必要があると認められるときには、基本方針の見直しを行う。改定した際には、改めて公表する。